



ココロとカラダを
うるおす森の恵です

「大関山湧水・真っ清水」発売中



熊本大関山に降る雨は、
緑深い森の地層フィルターをゆっくりとくぐり
清冽な湧き水になります。
自然の恵みが溶けた、すっきりまるやかな味。
飲むとすうっとカラダにしみ込んでいく。
ココロをうるおしていく。

こんこんと湧き出るやさしい味ー真っ清水。

商品名 真っ清水

品名 ナチュラルミネラルウォーター
原材料名 水(湧水)
採取地 芦北町国見(大関山)

栄養成分(100mlあたり)

- ◆熱量 1kcal未満
- ◆脂質・たんぱく質・炭水化物 0.1g未満
- ◆カルシウム 0.6mg
- ◆マグネシウム 0.2mg
- ◆ナトリウム 0.7mg
- ◆カリウム 0.2mg
- ◆pH値 7.6 硬度 約24mg/L



葦北鉄砲隊による祝砲

4月3日(火)、大野温泉センターで「大関山湧水・真っ清水」の製品発表会が開催され、地元住民約70名が参加して行われました。

発表会では、華北鉄砲隊の祝砲に合わせて製品披露が行われました。発表会で竹崎町長は「当製品は、本町振興はもとより、芦北町総合計画に掲げる「個性の光る活力あるまちづくり」を具体化する事業として大いに期待をされているところであり、本日ご出席の皆様方も是非、ご家庭で、また、お知り合いの方々にもお勧めのうえ、ご愛飲賜りますようよろしくお願い申し上げます」とあいさつ。

熊本名水百選指定「国見水源水」を本町特産品として開発することを目的に、平成15年から約4年間取り組んで参りました。

水源は、熊本名水百選に指定された二級河川佐敷川の源流となる国



製品発表を行う竹崎町長

見水源で、大関山の標高400m、深度50m地点に位置します。なお当製品は、PH値7・6の弱アルカリ性で軟水の柔らかい口当たりが特徴で、ナチュラルミネラルウォーターとしてポトリングしました。



司会を務めたTKUテレビ熊本の「びゅあびゅありポーター」の太田さん(右)と「若っとなドリポーター」緒方さん



J Aあしきた高峰組合長による真っ清水での乾杯

芦北町特産品「大関山湧水・真っ清水」町内販売店 (4月末時点)

- 【田浦地区】 芦北町物産館「肥後うらら」 御立岬公園 御立岬温泉センター Yショップにしお兼田商店 中下商店 橋本商店 浦明社 若山商店
- 【湯浦地区】 ヘルシーパーク芦北 ファミリーマート芦北湯浦店 ペア湯浦ショッピングセンター 倉本酒店 齊田商店
- 【佐敷地区】 芦北地域振興局売店 観光うたせ船休憩所 ファミリーマート芦北佐敷店 ローソン芦北平生店 芦北プラザ Aコープ芦北 ヒラキ 岩永醤油 城戸酒店 草野商店 古賀商店 高橋商店 田口酒店 宮川商店 宮山商店
- 【大野地区】 大野温泉センター 宮本酒店
- 【吉尾地区】 中村商店 松坂商店 吉尾商店 吉尾温泉「湧泉閣」

※販売していただける小売店を募集しておりますので、ご協力いただける小売店の方は、**役場企画財政課 TEL 82-2511 (内線252) までご連絡ください。**

田浦駐在所落成



新しくなった田浦駐在所

4月25日(水)、芦北警察署田浦駐在所の落成式が関係者約60名が出席して行われました。落成式で小松芦北警察署長は「駐在所を拠点に安全で住みよい郷土づくりのために頑張っていきたい」とあいさつ。竹崎町長は「地域における安全・安心のシンボルとして地域住民を暖かく見守っていただきたい」とあいさつ。

また、平成18年度「わたしたちのまちのおまわりさん」全国小学生作文コンクールで入選した向井千晶さん(現田浦中1年生)の作文披露がありました。

昭和49年に建築された旧田浦駐在所の老朽化や事務所の手狭などにより今回、田浦駐在所が新築、移転しました。新築した駐在所は、事務所に

内に談話室を設けるなど地域の安全センターの拠点としての役割を担うこととなります。



執務を行う窪田巡査部長

「人権の花」種子伝達式



手渡された人権の花の種子

4月26日(木)、小田浦小学校で「人権の花」種子伝達式が行われました。

花を育て咲かせることによって、人権の大切さを学びやさしい心をもった子どもたちを育てることを目的に熊本地方法務局八代支局と人権擁護委員協議会が毎年実施しています。

同小では、文部科学省及び熊本県から平成17・18年度に人権教育研究の指定を受けており、「あいさつ運動」や「人権週間」などの人権教育を実践しています。

小学1年生に竹とんぼ寄贈



竹とんぼで遊ぶ1年生

4月26日(木)、宮嶋文男さん(国際竹とんぼ協会会員)が町内の小学1年生全員に竹とんぼを寄贈されました。

贈呈式が行われた佐敷小学校では、宮嶋さんから竹とんぼの説明と飛ばし方を教えてもらった子どもたちが、運動場に飛び出し一斉に竹とんぼを飛ばしていました。

青年海外協力隊員

上野友晴さん南米ボリビアからの手紙 ③

芦北の皆様、こんにちは。ボリビアに赴任して10ヶ月が過ぎようとしています。こちらの季節は、寒く、乾燥した冬に向かっていきます。

今回は今までの活動についてお話しします。

私が配属されているポトシ県庁のUNASBVIという部署は、地方村落の衛生状態を改善することを目的に、安全な水を供給する深井戸を掘削するのが主な事業ですが、住民に対する衛生教育や、井戸や水道の維持管理を自分たちで行えるように指導することなども行っています。

初めのうちは、井戸を掘削した村落に同僚と一緒にいき、衛生教育などの様子を見たり、手伝ったりしていました。しかし、毎週違う村落を訪れるため、村人と知り合う機会も少なく、なかなか村の細かい状況が目に見えてきませんでした。

そこで、村落をいくつかに絞ってアンケート調査をすることにしました。

アンケートの内容は、水道があるか、トイレがあるか、歯を磨くかなどの簡単なものですが、実際に村落を歩いて回って、そこに住む住民とひとりひとり話しをすることで、生活の様子や村の問題点などいろいろな発見が出来ました。

村に泊まりこみで調査をしたので、何日もシャワーを浴びることも出来ず、全身をノミに刺されたりもしました。でも、自分にとって一番問題だったのは、村人同士の会話では、ケチュア語という先住民族の言葉を使うので、話している内容が理解できないということでした。学校でスペイン語を習った人たちは両方話せるのですが、学校に行っていないお年寄りや女性はケチュア語のみです。これを解決するにはケチュア語を話せるようになることですが、スペイン語も思うように話せないのに、さらにケチュア語ともなると、あいさつ言葉くらいは覚えたのですが、なかなか難しいです。

これから、住民たちと知恵を出し合いながら、問題点が少しでも解消できるような活動をしていこうと思います。



村人と雑談する上野さん（写真左）

農事組合法人 米田生産組合発足

3月28日、農事組合法人「米田生産組合」の設立総会が行われました。

同生産組合は、昭和59年に組織された「城迫・賀倉機械共同利用組合」が前身で、法人化に向けて約1年を費やして、この度の設立の運びとなりました。

農事組合法人は、組合員の協同により農業の経営を行うことによって、経済的地位の向上を図ることを目的として、農作業の共同化・受託や農畜産物を原料または材料として使用する製造・加工ができます。



福祉課からのお知らせ

芦北町 障害者プラン・芦北町障害福祉計画 を策定しました。

平成18年4月1日に施行されました「障害者自立支援法」は、障害種別にかかわらず、障害のある人が必要とするサービスを利用できるよう仕組みを一元化し、障害者等の自己決定の尊重、地域生活移行を重視した支援や就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備を基本理念としています。

本町では、法の枠組みを踏まえたサービスを提供するために、「芦北町障害福祉計画」を策定しました。

また、障害のある人のライフサイクル全般に通じた総合的かつ適切な支援を実施し、障害のある人が社会の一員として生活できるよう「芦北町障害者プラン」の策定も併せて行いました。ここでは、本計画の概要をお知らせします。

障害福祉計画等の期間

本計画は、平成19年度から平成20年度までを第1期計画とし、平成20年度に本計画を見直し、平成21年度から平成23年度までの3か年を第2期計画として位置付けることとなります。

また、「障害者プラン」も、障害福祉計画と同時期に見直します。

地域における生活支援への重点施策

アンケート調査、ヒアリング調査及び本町の基本施策を踏まえつつ、地域での生活支援の推進を図るために、以下の項目を重点施策として取り組みます。

1. 障害や障害のある人に対する理解の促進
2. 利用者の意思を尊重した適切なサービスの提供
3. 相談体制の充実
4. 情報提供体制の充実
5. 地域生活移行に係る支援体制の構築
6. 就労に向けた支援の充実
7. 本町に係る障害者（児）福祉体制整備の充実



平成23年度までの目標値

1. 福祉施設の入所者の地域生活への移行
2. 入院中の精神障害者の地域生活への移行
3. 福祉施設から一般就労への移行等

障害福祉サービスについて

1. どこでも必要な訪問系サービスを保障します。
2. 希望する障害者に日中活動系サービスを保障します。
3. グループホーム等の充実を図り、地域生活への移行を推進します。
4. 福祉施設から一般就労への移行を推進します。
5. 相談支援体制の充実とネットワークの構築を推進します。



地域生活支援事業（必須事業）について

障害のある人が、その有する能力や適性に応じ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう地域生活支援事業を実施します。また、地域で生活する障害のある人のニーズを踏まえ、地域の実情に応じた柔軟な事業形態での実施が可能となるよう効率的・効果的な取り組みを行います。

計画の進行管理・評価体制

本計画の内容を具体化するためには、その達成度を評価し、必要に応じて見直すことが求められており、そのための進行管理等を含む評価体制として、芦北町障害福祉計画・障害者プラン策定運営調整委員会（仮名）を年度毎に開催します。

この委員会において、計画の達成状況を評価し、その結果を踏まえて計画の方向性を再検討します。

**芦北町障害者プラン・障害福祉計画については、
次の方法によって閲覧できます。**

① 設置場所

役場福祉課、田浦基幹支所、湯浦出張所、大野出張所、吉尾出張所、
きずなの里、町内の障害者施設及び障害者関連事業所

② 芦北町公式ホームページ

<http://www.ashikita-t.kumamoto-sgn.jp/>

※お問い合わせ

役場福祉課障害者福祉係 電話 82-2511（内線152）

税源移譲についてのお知らせ

国から地方への税源移譲によって、ほとんどの方は
所得税（国税）が平成19年1月から減り、町県民税（地方税）が平成19年6月から増えることとなります。

この税源移譲によって、所得税と町県民税を合わせた**年間の税負担は基本的には変わりません。**なお、**定率減税が廃止になります。**

計算例

① 給与所得者：夫婦+子供2人 ※給与収入400万円（年額）

平成18年		→	平成19年		→	負担増減額	
町県民税	41,000円		町県民税	65,500円		負担増減額	24,500円
・定率減税	△3,100円	・定率減税	廃止	・定率減税	3,100円		
差引税額①	37,900円	差引税額①	65,500円	差引税額①	27,600円		
所得税	49,000円	所得税	24,500円	所得税	△24,500円		
・定率減税	△4,900円	・定率減税	廃止	・定率減税	4,900円		
差引税額②	44,100円	差引税額②	24,500円	差引税額②	△19,600円		
合計（①+②）	82,000円	合計（①+②）	90,000円	合計（①+②）	8,000円		
						※定率減税廃止による負担増	

※子供のうち1人が特定扶養親族に該当するものとしています。
 ※町県民税の所得割額のみで計算しています。
 ※一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。

② 年金受給者：夫婦2人（配偶者は70歳未満） ※年金収入220万円（年額）

平成18年		→	平成19年		→	負担増減額	
町県民税	11,000円		町県民税	17,000円		負担増減額	6,000円
・定率減税	△900円	・定率減税	廃止	・定率減税	900円		
差引税額①	10,100円	差引税額①	17,000円	差引税額①	6,900円		
所得税	12,000円	所得税	6,000円	所得税	△6,000円		
・定率減税	△1,200円	・定率減税	廃止	・定率減税	1,200円		
差引税額②	10,800円	差引税額②	6,000円	差引税額②	△4,800円		
合計（①+②）	20,900円	合計（①+②）	23,000円	合計（①+②）	2,100円		
						※定率減税廃止による負担増	

※町県民税の所得割額のみで計算しています。
 ※一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。

※お問い合わせ 役場税務収納課住民税係 電話 82-2511（内線123）

保育料の基準額が変わります

1. 国の制度改正により次の事項が変わりました。

①徴収基準額の階層区分の変更（D4～D11の税額の見直し）及び軽減措置の軽減拡張の改正

2. 多子世帯に対する軽減策は次のとおりです。

①保育所及び幼稚園に2人以上入所の場合、2人目は半額、3人目以降は1/10

（県・町では更に軽減措置を拡大し、3歳未満児を無料としました。）

②3人以上の子どもが同時に入所している場合、3人目以降は無料

③扶養している18歳未満の子どものうち、3人目以降が3歳未満児の場合無料

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		徴収基準額 (単位:円)				
階層	定義	軽減措置	3歳未満児	3歳児	4歳以上児	
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯含む）		0	0	0	
B1	A階層を除き前年度分の町民税非課税世帯	母子、父子、重度の障害等世帯	0	0	0	
B2		B1階層を除く非課税世帯	6,000	4,000	4,000	
C1	A階層及びD階層を除き前年度分の町民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	均等割額のみ	10,000	8,000	8,000	
C2		所得割 5,000円未満	13,000	12,000	12,000	
C3		所得割 5,000円以上	15,000	14,000	14,000	
D1		5,000円未満	17,000	15,000	15,000	
D2		5,000円以上 20,000円未満	保育所及び幼稚園の入所を含み、二人目入所の場合、基準額の半額・三人目以降十分の一（国の軽減措置）	20,000	18,000	18,000
D3		20,000円以上 40,000円未満		23,000	20,000	19,000
D4		40,000円以上 55,000円未満		25,000	22,000	20,000
D5		55,000円以上 72,000円未満		26,000	23,000	22,000
D6		72,000円以上 105,000円未満		29,000	26,000	23,000
D7		105,000円以上 140,000円未満		32,000	29,000	25,000
D8		140,000円以上 180,000円未満		35,000	32,000	25,000
D9		180,000円以上 315,000円未満		38,000	32,000	25,000
D10		315,000円以上 459,000円未満		45,000	32,000	25,000
D11		459,000円以上		45,000	32,000	25,000

※ [] が昨年との変更部分です。

※母子・父子世帯又は重度心身障害者世帯若しくは、これに相当する世帯と認められる世帯は、当該世帯の属する階層の1階層下の額とする。

※住宅控除は算定には含まない。

※お問い合わせ 役場福祉課児童家庭福祉係 電話 82-2511 (内線151)

児童手当が一部改正されました

子育て家庭の負担軽減を図るため、児童手当の額が次のとおり改正されました。

現行：第1子及び第2子・・・ 5,000円
 第3子以降・・・・・・・・ 10,000円
 改正後：3歳未満児は、出生順位に関わらず
 一律10,000円
 （3歳到達以降は、現行のとおり）

- ①平成19年4月（6月支給）分から適用
 （2、3月分は現行のとおり）
- ②この改正に伴う手続きは不要

例：平成16年4月10日生まれの場合
 平成19年4月分のみ10,000円支給
 （5月分から5,000円）

※ただし、1日生まれの場合は、前月末日で年齢到達とみなしますので、上記例の場合は、対象となりません。

※お問い合わせ
 役場福祉課児童家庭福祉係 電話 82-2511（内線151）



平成19年4月1日から、児童手当制度が拡充されました。
 3歳未満の児童の児童手当は、
 第1子・第2子5,000円、第3子以降10,000円から、
 一律10,000円となりました。
 今回の改正については、
 特例の手続きは必要ありません。
 なお、3歳以上の児童の
 児童手当については、現行のとおりです。

**3歳未満の児童手当が
 一律月額1万円になります。**

第1子・第2子 月額5,000円から10,000円に倍増。

厚生労働省
 新潟府県・市町村

こんにちは、私たちが国民年金委員です！

- 藤本 安 義（田浦） TEL 87-0678
- 垣 添 武 明（田浦） TEL 87-1834
- 田 中 實（佐敷） TEL 82-3071
- 唐 帆 一 郎（佐敷） TEL 82-2057
- 山 下 勝 喜（佐敷） TEL 82-2295
- 浅 野 陸 雄（吉尾） TEL 83-0556
- 坂 本 富 雄（大野） TEL 84-0632
- 村 添 政 幸（湯浦） TEL 86-1166
- 藤 井 博（湯浦） TEL 86-0301
- 田 代 貴 士（湯浦） TEL 86-0433

【こんな活動をしています！】

国民年金委員は、住民の方からの国民年金制度や手続きに関する相談を受け付けるほか、社会保険事務所の年金相談のご案内をするなど、地域住民の方と社会保険事務所のパイプ役となります。

年金についてわからないこと・聞きたいことがありましたら、お近くの国民年金委員へお気軽にご相談ください。

湧水水質検査結果のお知らせ

不特定多数の人が飲用として利用している町内の主な湧水個所について、水質検査（50項目検査）を実施しましたので結果をお知らせします。
 検査結果：全箇所水道法の水質基準（浄水）に適合（一部再検査実施）

検査箇所

- ① 葉 山（小田浦葉山川側）
- ② 伏木氏（矢櫃坂分岐より伏木方面へ1キロ）
- ③ 矢櫃坂（矢櫃坂分岐より松生方面へ1キロ）
- ④ 外ヶ平（清掃センター下300m）
- ⑤ 女 島（女島広域農道）
- ⑥ 石間伏
 （古石バス停前）
- ⑦ 国 見
 （国見養魚場跡）
- ⑧ 上 原
 （上原公民館側）

※詳しい検査結果については芦北町HPに掲載しています。



平成19年商業統計調査

経済産業省では、6月1日現在で平成19年商業統計調査（卸売、小売業）を実施します。

調査の結果は、国や都道府県、市区町村における商業の振興を進めるうえでの重要な基礎資料として多方面で利用されるだけでなく、個々の事業所が経営指針を作る際にも役立っています。

調査にあたっては、調査員が各事業所を直接訪問し、調査票を配布・収集する方法で行います。

提出された調査票は、法によって厳重に守られ、統計作成以外の目的には一切使用しませんので、調査にご協力ください。



※お問い合わせ

役場企画財政課企画統計係

電話 82-2511（内線253）

平成19年度地域づくりパートナーシップ推進補助金事業の企画・提案を募集します

熊本県では、地域を担う多様な団体とのパートナーシップによる魅力ある地域づくりを行っています。地域振興を進めるうえで特に重要な地域課題の解決へ向けた取組みについて、民間団体から創意工夫による事業の企画・提案を募り、効果的と認められる事業について、その実施に必要な経費の一部に補助を行います。

◇対象団体 公共的団体・第三セクター・民間の非営利団体

◇補助率 補助対象経費の1/2以内

1 新幹線くまもと創り（全線開業を見据えた県土づくり）

1) 新幹線と連動する広域交通・情報網の確立への取組み

2) 地域資源を生かした交流促進・産業創出への取組み

3) 誰もが住みたくなる熊本の実現への取組み

2 「我がまちの宝」輝く観光くまもと

3 食・農・地域文化を活かした交流、振興

◇提出期限 5月23日（水）

※お問い合わせ

芦北地域振興局総務振興課 電話 82-3111

保健センターからのお知らせ

『ひとりで悩まないで…～精神疾患の正しい理解のために～』

芦北町では医療費の上位に精神疾患があります。また、全受診件数に占める割合をみると40代では第1位であり、生活習慣病と同じく誰でもかかる可能性のある病気です。そこで今月から精神疾患を正しく理解するための情報を掲載していきます。

第1回目のテーマはうつ病その①「うつ病とは？」です。

「うつ病」は10代以降、全ての年代でかかる可能性があり、軽いものも含めると人口の約1割が一生のうちで1度はかかるといわれるくらい、いつでも、誰でもなりうる精神科の代表的な病気です。

その原因の多くはストレスによる疲労の蓄積や職場、学校など生活環境の変化、また産後などの身体的な変化があります。「うつ病」の主要な症状として「気分が落ち込む（何をしても気が晴れない、空虚感）」「いろいろなものへの興味が低下する（これまで楽しめていたことにも楽しみを見出せない）」が挙げられます。

これは喜びや悲しみ、身体の調子などを調整している器官が何らかの原因でうまく働かなくなっている状態ですので、気力のなさ（無気力）とは全く違う状態です。その他「眠れない」「疲れやすい」

「集中力がなくなる」などの症状がでできます。軽いものだと自然に治ってしまう場合も多いのですが、このような症状が数週間以上続く場合は早期に適切な治療が必要になります。早いうちに治療が行われないと症状が極端に悪化してしまうこともありますので、気になる場合には是非、早めに医療機関を受診されるようお勧めします。こころの健康に関するご相談がありましたら、保健センター保健師（TEL86-0200）までお気軽にどうぞ。

今回はうつ病その②「周囲の対応について」です。

※お問い合わせ

保健センター（きずなの里）

電話 86-0200

町産材を使用して、住宅を新築・改築・増築される方に支援を行います。

◇補助の内容

補助金の額は、1坪当たり2万5千円、新築(改築)は上限150万円、増築は上限50万円

◇補助対象者

町内において自ら居住するための住宅を建築する者及び建築後町内に定住する者

◇補助の条件

- (1) 町産材を構造材として80%以上使用する住宅の新築・改築・増築(改装は対象外)
- (2) 補助の対象となる床面積は、新築20坪以上、増築3坪以上
- (3) 補助対象住宅を施工する工務店は、町内に住所を有するもの
- (4) 使用する木材は、町内において生産され、製材された木材(要出荷証明書等)



※お問い合わせ

役場農林水産課林務水産係
電話 82-2511 (内線272)

「ふるさとづくり基金運用事業」 の申し込みのお知らせ

現在、町内の各地域において活動している団体や、今から継続的にまちづくりを続けていきたいと考えている方で、一定の条件を満たすと町の助成が受けられます。

対象事業には、スポーツ・文化振興・国際交流・研修助成及び地域間交流事業などがあります。助成を希望される団体や個人の方は6月29日(金)までお申し込み下さい。

※申し込み及び問い合わせ

役場企画財政課町づくり推進係
電話 82-2511 (内線252)

あなたの家庭は大丈夫？

食中毒菌は私たちの身の回りのあらゆるところに潜んでいます。ゆだんしていると、家庭でも食中毒が起きてしまいます。6つのポイントをしっかり押さえて、家族の健康を守りましょう。

食中毒を防ぐ6つのチェック

- 素材は新鮮ですか？
- 正しく保存していますか？
- 手を洗いましたか？
- キッチンが清潔ですか？
- よく洗って加熱していますか？
- 食品を放置していませんか？

田浦子育て支援センター 6月の行事

- 6月26日(火) 身体測定 誕生会
- 6月29日(金) 子育て講演会 10時30分~12時00分

講師 内田玲子氏

プロフィール/家庭教育カウンセラーとして全国各地で講演活動(岐阜県在住)
著書のうち「21世紀への旅たち」が中学2年生用道徳副読本に使われる

皆さまのご参加を
お待ちしております。

※お問い合わせ 田浦子育て支援センター(田浦保育所内) 電話 87-0034

芦北警察署だより

悪質商法の被害に遭わないために！

- 1 うまい話はこの世にない
 - ・見知らぬ人の親しげな接近に要注意！
 - ・仕組みがよく分からない時は手を出さない用心深さを持ちましょう。
- 2 断るときはきっぱりと
 - ・相手はだましのプロです。言葉巧みに勧誘します。中途半端な態度が一番危険です。
 - ・曖昧な返事は禁物です。はっきり自分の意思を伝えましょう。
- 3 その場で契約しない
 - ・時間をおいて、落ち着いて、よく考えてから契約するかどうかを決めましょう。
 - ・契約をするときも、説明を受けた内容が、契約書面に記載されているかきちんと確認してから署名しましょう。署名とハンコには責任が伴うことを忘れずに！
- 4 日頃の備えが自分を救います
 - ・「自分だけは大丈夫」と思う気持ちが気のゆるみになり、悪質業者に付け入られる隙を与えます。日頃から被害防止対策を考えておきましょう。
- 5 困ったときに相談する相手を作っておきましょう
 - ・警察関連や国民生活センターなどのホームページを見て知識を身につけておきましょう。
- 6 インターネットは慎重に
 - ・クレジットカード決済はセキュリティを確認し、カード番号をおやみに送信しないようにしましょう。
 - ・信頼できる業者と取引をしましょう。特に個人間の取引には、相手の身分確認を必ず行いましょう。

火事と救急は119

芦北消防署からのお知らせ

救急なのに消防車？ P A 出動とは？

火事でもないのに、消防車と救急車がきて、驚かれたことはありませんか？

消防本部では、消防車と救急車がペアとなり救急現場に出動するP A出動（救急支援出動）を実施しています。

P Aとは、消防ポンプ車（Pumper）の「P」と救急車（Ambulance）の「A」双方の頭文字をとって「P A」と呼んでいます。

P A出動は次のような場合に実施しています。

- 1 救急隊だけでは搬送が困難な場合（例）傷病者が建物の2階以上の階にいる。
- 2 二次災害防止と救急隊の安全確保（例）交通量の多い道路上での交通事故
- 3 非常に重症な救急のとき（例）傷病者に意識がない場合等
- 4 通信指令室が必要と判断したとき

以上のような場合、救急車に加えてポンプ車などの消防車を同時に出動させ、救急隊と消防隊が連携し救急活動を迅速かつ安全に行うというものです。これによって、スムーズな救急活動を行い、病院到着時間の短縮や救命率の向上を目指していきます。



火災と紛らわしいとは思いますが、町民の皆様のご理解とご協力をお願いします。



自動車税の納期は 5月31日(木)まで です

納税通知書は5月始めにお送りいたします。最寄りの金融機関やコンビニエンスストア(一部の店舗を除く)、各地域振興局税務課窓口で納期限までに忘れずにお納めください。なお、環境への負荷の少ない自動車(新車)は自動車税が軽減され、一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は自動車税が増額されます。

芦北地域振興局では、日曜窓口を1階の税務課に開設します。ご利用ください。

日曜開設日

◇期 日 5月27日(日)

◇時 間 9時00分～17時00分

※お問い合わせ

芦北地域振興局税務課

☎022・22317

離婚時の年金分割制度における家庭裁判所の手続きが平成19年4月1日から始まりました。

平成19年4月1日から施行された離婚時の年金分割制度では、分割の割合は原則として当事者の協議に基づく合意により定めませんが、合意が出来ないときには、当事者からの申し立てにより、家庭裁判所における裁判手続や調停手続などを利用して分割割合を定めることができます。

なお、離婚時の年金分割制度は、平成19年4月1日より前に離婚した方は利用することができません。

※お問い合わせ

熊本家庭裁判所

☎096・3555・6121

障害者地域活動支援 センター「まどか」を ご存じですか?

「まどか」では、身体障害者、知的障害者、精神障害者の方々を対象に、手作りパン教室等の調理や手工芸・カラオケ等の楽しい活動を行っています。いつでも見学にお越し下さい。

◇開館日 月曜日～金曜日

9時00分～17時00分

※お問い合わせ

障害者地域活動支援センター

「まどか」

☎61・1515

熊本県介護支援専門 員協会芦北支部総会 及び講演会開催

◇期 日 5月27日(日)

◇場 所 水俣市もやい直しセンター

もやい館

◇内 容 総 会 13時00分～
講演会 14時00分～

演題「糖尿病と合併症の実態、治療とケア」

講師 竹田晴生氏

(宇賀岳病院糖尿病センター長)

※一般住民の方の聴講も出来ます

◇参加費 無料

◇協会加入の申し込みも当日受け付けます。

◇協会加入の申し込みも当日受け付けます。

◇協会加入の申し込みも当日受け付けます。

◇協会加入の申し込みも当日受け付けます。

◇協会加入の申し込みも当日受け付けます。

◇協会加入の申し込みも当日受け付けます。

◇協会加入の申し込みも当日受け付けます。

◇協会加入の申し込みも当日受け付けます。

※お問い合わせ

芦北町地域包括センター

☎022・22370

守って! 電波のルール

6月1日から10日までは電波利用保護旬間です。

ルールを守らない不法な無線局は、テレビやラジオの受信に障害を与えたり、携帯電話の通話を妨害するだけでなく、警察、消防・防災行政無線など人名に関わる重要な無線に対する混信・妨害が発生するなど、私たちの生活をおびやかしています。

不法に無線局を開設したり運用したりすると、電波法違反で罰せられます。

一人ひとりがルール(電波法)を守ってクリーンな電波環境を作りましょう。

※お問い合わせは

九州総合通信局

○不法無線局、混信・妨害

☎096・3688・8656

○受信障害(テレビ・ラジオ)

☎096・3266・7873

○電波利用料

☎096・3266・7805

○その他行政相談

☎096・3266・7819

俳柳

— 本郷武雄 選 —

誇らしく矢旗は峡の一軒家

黒田あさえ

レンズに向い気を付けているラ

ンドセル 矢野 道子

新幹線音のみひびき霧深し

山本 峰子

草笛に思出かえる幼な友

杉村 さの

誕生日喜怒哀楽も夢と過ぎ

一森 嘉市

短歌

— 山本 則選 —

九十一歳誕生日に曾孫も交えてたのしき春の一日

山之ロミエ

春の陽によく乾きたる洗濯物みんなの分疊む毎日

田代 宣江

船出式大漁旗のはためきて雅び太鼓の音ひびきあう

山元 初代

一陣の風に飛びたつ花びらの青空に舞う小鳥の如く

道園 政枝

退職をきめたる夫は晴々と我が人生に悔なしと言う

山下 早苗

— 満田栄子 選 —

週毎に「古寺を巡る」の本届き名刹めぐる愉しみの湧く

満田 圭一

水仙の咲き初めたる如月を白蝶群れて飛ぶはをかしき

野村れい子

春の風吹きくるベンチに腰おろすときに舞いくる黄砂に

石山 澄子

檻の象・ライオン見せつつ巡る夫抱きし孫より楽しげに

山下 忠子

寒戻り既に仕舞いしカーデーガン取り出して着ぬ桜花眺

福田 芳子



お誕生おめでとう

H 19.4.1~4.30 受付分 (敬省略)

名	前	ふりがな	誕生日	性別	保護者	行政区
中森	将光	まさみつ	4.1	男	知文	湯南団地
橋本	宗志	そうし	4.3	男	伸介	湯浦南
淵本	麗愛	れいあ	4.4	女	健二	大岩二
森	心々桜	こころ	4.4	女	雅治	計石東
橋本	悠雅	ゆうが	4.7	男	貴博	大岩一
木野	莓香	いちか	4.10	女	輝雄	国見
竹本	小桜	こはる	4.11	女	大悟	田浦1

※本町窓口に出出を出された方で、承諾を得た方を掲載しています。
町外に提出された方で、掲載を希望される場合は、役場広報係までご連絡ください。
なお、掲載は町内在住者に限ります。

ご冥福をお祈りします

H 19.4.1~4.30 受付分 (敬省略)

死亡日	亡くなられた方	年齢	行政区
4.1	岩本 昭夫	71	湯浦東
4.2	長本 迫安	86	天月
4.3	長山 エ子	76	天月
4.5	山橋 ヤミツ	91	小田浦5
4.5	山橋 阿実	2	簸瀬
4.6	前橋 本川	80	白岩
4.9	福藤 島ハツ	86	湯浦東
4.9	藤高 井工	70	平生
4.10	中宮 木トク	87	小田浦5
4.10	高岡 シツ子	87	芦北
4.11	中宮 健三	71	乙千屋
4.11	牧尾 長廣	73	田浦町3
4.11	平松 美代	56	横居木
4.13	桑中 見ユキ	89	西告
4.14	中前 島シメ	86	計石東
4.15	前立 丸ニ工	95	大川内南
4.16	立寺 丸ス工	77	乙千屋
4.17	立寺 敏雄	76	吉尾
4.18	立宮 崎ユキ	101	海浦1
4.18	立宮 丸久	51	田浦2
4.21	立竹 本ハス	82	芦北
4.21	立竹 野シズ	95	海浦2
4.21	立野 坂浅	84	小田浦7
4.22	坂尾 井真	81	市野瀬
4.22	坂尾 泰子	84	大野
4.24	倉間 泰美	69	大川内西
4.26	池田 アキ	75	道川内西
4.29	園田 清松	86	小田浦4

※本町窓口に出出を出された方で、承諾を得た方を掲載しています。

人口のうごき (H19.5.1現在) ()内は前月比

人口	21,126人	(-47)
男	9,846人	(-16)
女	11,280人	(-31)
65歳以上	7,118人	(±0)
高齢化率	33.7%	(+0.1)
世帯数	7,723世帯	(+12)

佐敷諏訪神社祭



芦北町立星野富弘美術館だより

芦北町立星野富弘美術館では平成19年6月10日(日)まで「春の常設展」を開催中です。

「春の常設展」では、所蔵のリトグラフに加え、新たに星野富弘さんから借用した原画「ぼたん」「いちご」「へくそかずら」などの詩画作品を展示しています。

どうぞご来館ください。

※なお、6月11日(月)と12日(火)は、展示替えのため休館とさせていただきます。

6月13日からは「夏の常設展」を開催いたします。



●花しょうぶ

芦北町立星野富弘美術館「春の常設展」

開催期間／平成19年3月14日～6月10日

入館料／一 般(高校生以上)：500円

16歳未満(中学生以下)：300円

6歳未満(就学児未満)：無料

団体割引：20名以上

一般：400円 16歳未満：260円

障害者手帳をお持ちの方とその介護者

1名：5割引

※障害者手帳の提示をお願いします。

開館時間／10時00分～18時00分